

奈良市公報

第 2 3 1 号

平成20年 4月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市契約規則の一部を改正する規則…………… 3
- 奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 4
- 一般競争入札の実施…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 新設の事業計画のある道路の指定（3件）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 6
- 住居番号の設定…………… 6
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事業者の指定…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 都市計画高度地区の変更案の公衆縦覧…………… 7
- 都市計画地区計画の案の公衆縦覧…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の許可の申請の概要…………… 8
- 認可地縁団体の告示事項の変更の届出…………… 9
- 都市公園の供用の開始…………… 9
- 放置自転車等の保管（3件）…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了…………… 10
- 放置自転車等の保管…………… 10
- 放置自転車等の処分…………… 10
- 平成19年度奈良市一般会計補正予算等の要領…………… 11
- 放置自転車等の保管…………… 21
- 道路の位置指定…………… 21
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 22
- 梅の郷月ヶ瀬温泉の臨時休業及び開場時間の変更…………… 22
- 放置自転車等の保管…………… 22

監 査

- 奈良市監査委員に関する規程の一部を改正する規程…………… 22
- 奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程…………… 22
- 奈良市監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程…………… 22
- 監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知…………… 23
- 定期監査の監査結果…………… 23

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 25

- 奈良市水道局指定給水装置工事業者からの事業の廃止の届出…………… 25

教 育 委 員 会

- 奈良市指定文化財の指定…………… 26
- 奈良市立狭川幼稚園の休園…………… 26

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 26
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 26
- 奈良市選挙管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程…………… 26

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 26

規 則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月 6日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 4 号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「個人の市、県民税の給与支払報告書及び特別徴収に係る給与所得者の異動届出書」を「個人の市、県民税の給与支払報告及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に改める。

第5条の3（見出しを含む。）中「第47条の2第4号」を「第47条の2第1項第4号」に改める。

第12条第4号中「第701条の12第4項」を「第701条の12第5項」に改める。

第16条中「第6条の8第3項」を「第6条の8第4項」に改める。

別記第5号様式及び第10号様式中

督 手	促 数	滞 処	納 分	備 費	考
	円		円		

を

滞 処	分 納 費	備	考
	円		

に改める。

別記第11号様式及び第13号様式中

督 手 数	促 料	滞 処	分 納 費	備	考
	円		円		

を

滞 処	分 納 費	備	考
	円		

に改める。

別記第22号様式中

督 手 数	促 料	滞 処	分 納 費	備	考
	円		円		

を

滞 処	分 納 費	備	考
	円		

に改める。

別記第26号様式、第27号様式及び第28号様式中

督 手 数	促 料	滞 処	分 納 費	備	考
	円		円		

を

滞 処	分 納 費	備	考
	円		

に改める。

別記第29号様式中

督 手 数	促 料	延 滞 金
	円	円

を

延 滞 金
円

に改める。

別記第29号様式の2中

税 額	督 手 数	促 料	延 滞 金	金 算 金
円		円		円

を

税 額	延 滞 金	金 算 金
円		円

に、

税 額	督 手 数	促 料	延 滞 金
円		円	円

を

税 額	延 滞 金
円	円

に改める。

別記第29号様式の3中「⑩-⑪」を「⑦-⑧」に、

督 促 料	延 滞 金
④ 円	⑦ 円
⑤	⑧
⑥	⑨

を

延 滞 金	還 付 加 算 金
④ 円	
⑤	
⑥	

に、「①+④+⑦」

を「①+④」に、「②+⑤+⑧」を「②+⑤」に、「⑩ (③+⑥+⑨)」を「⑦ (③+⑥)」に、

充 当 額
⑪ 円

を

充 当 額
⑧ 円

に

改める。

別記第40号様式 (表) 中

「損害保険料控除」を「地震保険料控除」に、
「内長期損害保険料」を「内旧長期損害保険料」に

改め、同様式 (裏) 中「賃貸の場合の契約者」を「賃借の場合の契約者」に改める。

別記第63号様式中

延滞金の計算の基礎となる起算日	督 促 手数料	延滞金の計算の基礎となる起算日
年 月 日	円	年 月 日

を

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第40号様式の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(平成20年3月6日揭示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月6日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第5号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則 (昭和40年奈良市規則第43号) の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「受け2年以上を経過した者」を「受けた者」に改める。

第18条の2第2項第5号中「物品を購入する」を「契約をする」に改める。

第23条の2第1項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市契約規則第18条の2第2項の規定は、平成19年11月1日から適用する。

(平成20年3月6日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月6日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第6号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則 (昭和34年奈良市規則第11号)

の一部を次のように改正する。
第8条の2第3項中「繰り上げて」を「繰り上げ、又は繰り下げて」に改める。

別記第11号様式中「収入役」を「会計管理者」に、「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に、「つとめた」を「努めた」に、「療養機関」を「保険医療機関等」に、「基き」を「基づき」に、「これを」を「これを」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成20年3月6日揭示済)

告 示

奈良市告示第100号

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
押熊第4幹線-4	奈良市神功四丁目25-6	奈良市神功四丁目25-2
山陵第1幹線-9	奈良市山陵町1055-46	奈良市山陵町1055-9
六条第2幹線-119	奈良市七条一丁目732-1	奈良市七条一丁目733-1
都跡幹線-289	奈良市三条大路一丁目662-2	奈良市三条大路一丁目659-4
北永井幹線-312	奈良市南紀寺町二丁目334-2	奈良市南紀寺町二丁目334-1
北永井幹線-313	奈良市南紀寺町三丁目296-2	奈良市南紀寺町三丁目300-1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成20年3月3日揭示済)

奈良市告示第101号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成20年3月3日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

浸水対策工事(四条大路四丁目地内)ほか7件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成20年3月3日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成20年3月3日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成20年3月17日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市神功四丁目、山陵町、七条一丁目、三条大路一丁目、南紀寺町二丁目及び南紀寺町三丁目の各一部

経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成20年3月6日までは入札控室、同月7日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
 - ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年3月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年3月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成20年3月3日揭示済)

奈良市告示第102号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年3月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年3月3日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表

(平成20年3月3日揭示済)

奈良市告示第103号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成20年3月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定年月日
平成20年3月3日
- 2 指定した道路の名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業7・4・100三条線
- 3 指定した道路の区域
 - 起点側地名及び地番 奈良市下三条町10番地の1の一部
 - 終点側地名及び地番 奈良市油阪地方町10番地の3の一部
- 4 指定した道路の幅員
16m～19m
- 5 指定した道路の延長

317m

(平成20年3月3日揭示済)

奈良市告示第104号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成20年3月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定年月日
平成20年3月3日
- 2 指定した道路の名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・5・102二条線
- 3 指定した道路の概要
 - ① 区域 起点側地名及び地番 奈良市芝辻町11番地の6の一部
終点側地名及び地番 奈良市芝辻町53番地の1の一部
幅員 12m
延長 83.5m
 - ② 区域 起点側地名及び地番 奈良市芝辻町三丁目49番地の14の一部
終点側地名及び地番 奈良市芝辻町三丁目70番地の2の一部
幅員 16m
延長 122m

(平成20年3月3日揭示済)

奈良市告示第105号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成20年3月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定年月日
平成20年3月3日
- 2 指定した道路の名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・2・100三条菅原線
- 3 指定した道路の区域
起点側地名及び地番 奈良市大宮町二丁目82番地の68
終点側地名及び地番 奈良市大宮町二丁目98番地の3の一部
- 4 指定した道路の幅員
16m
- 5 指定した道路の延長
140m

(平成20年3月3日揭示済)

奈良市告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年3月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年5月17日 奈良市指令都整開 第07A-5号
平成20年1月28日 奈良市指令都整開 第07A-5-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年3月3日 第1102号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市松陽台四丁目1775番地の1及び1776番地の11並びに生駒市真弓南二丁目4816番地の4、4819番地の1、4821番地の1及び5875番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市二名平野二丁目2099番地
村田 卓司

(平成20年3月3日揭示済)

奈良市告示第107号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成20年3月3日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年3月3日揭示済)

奈良市告示第108号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年3月4日

奈良市長 藤原 昭

名称	代表者氏名	所在地	指定日
相和建設株式会社	代表取締役 寺田 義憲	奈良県奈良市須川町 991番地の1	平成20年 3月3日

(平成20年3月4日揭示済)

奈良市告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年3月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年3月1日 奈良市指令都整開 第06A-49号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年3月4日 第1103号
(2) 公共施設 平成20年3月4日 第481号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺本町187番地の1、187番地の17及び187番地の18の一部並びに西大寺東町一丁目189番地の2及び189番地の3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区南久宝寺町3丁目6番6号
生和ホームズ株式会社
代表取締役 黒田順一
奈良市宝来一丁目8番1号
宝来住宅開発株式会社
代表取締役 橋口洋基
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 公園
奈良市西大寺本町187番地の17及び西大寺東町一丁目189番地の3

(平成20年3月4日揭示済)

奈良市告示第110号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年3月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年3月4日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年3月4日揭示済)

奈良市告示第111号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成20年3月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市鶴舞西町の一部

3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

4 縦覧期間
平成20年3月5日から同月19日まで

5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成20年3月19日までに必着するように提出してください。

(平成20年3月5日揭示済)

奈良市告示第112号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成20年3月5日

奈良市長 藤原 昭

1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画

鶴舞西町地区地区計画

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市鶴舞西町の一部

3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

4 縦覧期間
平成20年3月5日から同月19日まで

5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成20年3月19日までに必着するように提出してください。

(平成20年3月5日揭示済)

奈良市告示第113号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年3月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成20年3月5日
3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅
周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成20年3月5日揭示済)

奈良市告示第114号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）
第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請が
ありましたので、同条第4項の規定によりその概要を次の
とおり告示します。

なお、当該申請に際し添付のあった当該特定施設を設置
することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づ
く事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日
から3週間奈良市企画部環境保全課（奈良市二条大路南一
丁目1番1号）において公衆の縦覧に供します。

平成20年3月6日

奈良市長 藤原 昭

- 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
名 称 ナテック株式会社
住 所 奈良市西九条町五丁目4番地の5
代表者の氏名 代表取締役社長 高橋 伸和
- 工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 ナテック株式会社
所 在 地 奈良市西九条町五丁目4番地の5
- 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第19号ニに掲げる精練機（以下「A施設」という。）、トに掲げる染色施設（以下「B施設」という。）及びチに掲げる薬液浸透施設（以下「C施設」という。）
特定施設の能力	A施設 毎分30m 1基 B施設 ①150kg/バッチ 2基 ②80kg/バッチ 2基 ③300kg/バッチ 5基 ④2.4kg/バッチ 1基 C施設 プレス圧 10kg/cm ² 3基
特定施設の工事着手予定年月日	法第5条第1項の許可を受けた日
特定施設の工事完成予定年月日	完成する日
特定施設の使用開始予定年月日	完成後

4 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	A施設 断続的、3時間 B施設 12～14時間 C施設 断続的、4～6時間			
季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	なし			
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常及び最大の値	特定施設	項目	通常	最大
	A施設	水素イオン濃度（水素指数）	8.5	10.5
		化学的酸素要求量（COD）（単位 mg/ℓ）	300	630
	B施設	水素イオン濃度（水素指数）	4.5	10.5
		生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 mg/ℓ）	200	240
		化学的酸素要求量（COD）（単位 mg/ℓ）	180	240
		浮遊物質量（SS）（単位 mg/ℓ）	60	180
	C施設	水素イオン濃度（水素指数）	7.0	7.5
		化学的酸素要求量（COD）（単位 mg/ℓ）	50	85
特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常及び最大の量（単位m ³ ）	A施設	8	10	
	B施設	400	450	
	C施設	5	8	

5 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の種類	標準・活性汚泥処理装置（以下「D処理施設」という。）	活性汚泥法
	凝集・加圧浮上処理装置（以下「E処理施設」という。）	凝集・加圧浮上法
処理施設の構造	D処理施設	鉄筋コンクリート製
	E処理施設	鉄製
処理施設の能力	D処理施設	35m ³ /h
	E処理施設	35m ³ /h

汚水等の処理方法	D処理施設	活性汚泥法
	E処理施設	加圧浮上
処理施設の使用時間 間隔及び1日当 たりの使用時間	D処理施設	24時間
	E処理施設	24時間
季節的変動の概要 (使用に季節的変動がある場合)	D処理施設	なし
	E処理施設	なし

処理施設	項目	通常		最大	
		処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後
D 処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	7.0	6.8	8.0	7.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位 mg/l)	220	55	280	75
	化学的酸素要求量 (COD) (単位 mg/l)	340	120	400	150
	浮遊物質 (SS) (単位 mg/l)	100	40	120	50
	窒素含有量 (単位 mg/l)	12	5.0	15	6.0
	燐含有量 (単位 mg/l)	12	4.0	14	5.0
E 処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	6.5	6.5	7.6	7.3
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位 mg/l)	55	20	75	25
	化学的酸素要求量 (COD) (単位 mg/l)	120	70	150	80
	浮遊物質 (SS) (単位 mg/l)	40	10	50	30
	窒素含有量 (単位 mg/l)	5.0	1.5	6.0	2.0
	燐含有量 (単位 mg/l)	4.0	2.0	5.0	3.0

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量(単位 m ³)	D処理施設	425.5	475.5
	E処理施設	425.5	475.5

(平成20年 3月 6日 掲示済)

奈良市告示第115号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により高樋町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年 3月 6日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	谷中 弘一 奈良市高樋町317番地	岡田 又計 奈良市高樋町1123番地

2 変更の年月日

平成20年 2月11日

(平成20年 3月 6日 掲示済)

奈良市告示第116号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年 3月 6日

奈良市長 藤原 昭

名称	位置	区域	供 用 開始日
中山町第2号街区公園	中山町1622番1	別紙図面のとおり(別紙図面は省略し、奈良市都市計画部公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	平成20年 3月 6日
富雄元町四丁目第3号街区公園	富雄元町四丁目1919番31		
北登美ヶ丘第6号街区公園	北登美ヶ丘六丁目1231番6		
東紀寺中央公園	東紀寺一丁目703番地42		
東紀寺街区公園	東紀寺一丁目703番49		

(平成20年3月6日揭示済)

奈良市告示第117号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年3月6日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成20年3月6日
 - 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年3月6日揭示済)

奈良市告示第118号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年3月7日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成20年3月7日
 - 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年3月7日揭示済)

奈良市告示第119号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年3月10日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成20年3月10日
 - 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年3月10日揭示済)

奈良市告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年3月10日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年11月2日 奈良市指令都整開 第07A-32号
 - 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年3月10日 第1104号
(2) 公共施設 平成20年3月10日 第482号
 - 3 開発区域に含まれる地域
奈良市山町123番地の1
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市芝辻町四丁目6番8
オーエスハウジング株式会社
代表取締役 大奥英次
 - 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市山町123番地の1の一部
(2) 下水道
奈良市山町123番地の1の一部
- (平成20年3月10日揭示済)

奈良市告示第121号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年3月11日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成20年3月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年3月11日揭示済)

奈良市告示第122号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成20年3月11日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成20年3月25日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成19年12月3日から同月5日まで、同月7日、同月10日、同月12日から同月14日まで、同月17日から同月19日、同月21日まで
(平成20年3月11日揭示済)

奈良市告示第123号

平成20年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成20年3月11日

奈良市長 藤原 昭

- 1 平成19年度奈良市一般会計補正予算(第4号)
- 2 平成19年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算(第4号)
- 3 平成19年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 4 平成19年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 5 平成19年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		56,113,258 ^{千円}	△900,000 ^{千円}	55,213,258 ^{千円}
	1 市 民 税	30,124,304	△632,605	29,491,699
	2 固 定 資 産 税	19,729,301	△226,588	19,502,713
	3 軽 自 動 車 税	363,191	△3,238	359,953
	5 特別土地保有税	9,293	△9,283	10
	6 入 湯 税	9,600	△1,000	8,600
	7 事 業 所 税	749,452	29,131	778,583
	8 都 市 計 画 税	3,328,470	△56,417	3,272,053
2 地 方 譲 与 税		1,020,000	△50,000	970,000
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	750,000	△50,000	700,000
3 利 子 割 交 付 金		390,000	△40,000	350,000
	1 利 子 割 交 付 金	390,000	△40,000	350,000
4 配 当 割 交 付 金		390,000	150,000	540,000
	1 配 当 割 交 付 金	390,000	150,000	540,000

- (第3号)
- 6 平成19年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 7 平成19年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 8 平成19年度奈良市宅地造成事業費特別会計補正予算(第1号)
- 9 平成19年度奈良市病院事業会計補正予算(第3号)
- 10 平成19年度奈良市水道事業会計補正予算(第3号)
平成19年度奈良市一般会計補正予算(第4号)
平成19年度奈良市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,974,593千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,663,737千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

5	株式等譲渡 所得割交付金		490,000	△140,000	350,000
	1 株式等譲渡 所得割交付金		490,000	△140,000	350,000
6	地方消費税金 交付金		3,000,000	△100,000	2,900,000
	1 地方消費税金 交付金		3,000,000	△100,000	2,900,000
8	自動車取得税金 交付金		600,000	△70,000	530,000
	1 自動車取得税金 交付金		600,000	△70,000	530,000
10	地方特例交付金		615,000	△203,558	411,442
	1 地方特例交付金		157,000	△12,738	144,262
	2 特別交付金		458,000	△190,820	267,180
11	地方交付税		11,620,000	954,561	12,574,561
	1 地方交付税		11,620,000	954,561	12,574,561
15	国庫支出金		13,617,255	△122,377	13,494,878
	1 国庫負担金		11,714,929	△85,525	11,629,404
	2 国庫補助金		866,352	△26,050	840,302
	4 国庫交付金		912,635	△10,802	901,833
16	県支出金		4,421,994	△42,196	4,379,798
	1 県負担金		3,335,225	△38,071	3,297,154
	2 県補助金		788,670	△4,125	784,545
17	財産収入		753,474	603,143	1,356,617
	1 財産運用収入		73,304	1,000	74,304
	2 財産売払収入		680,170	602,143	1,282,313
19	繰入金		2,777,673	△65,660	2,712,013
	2 基金繰入金		2,776,558	△65,660	2,710,898
20	繰越金		1,001,391	669,480	1,670,871
	1 繰越金		1,001,391	669,480	1,670,871
21	諸収入		2,162,711	13,000	2,175,711
	4 雑入		480,651	13,000	493,651
22	市債		11,145,600	8,318,200	19,463,800
	1 市債		11,145,600	8,318,200	19,463,800
	歳入合計		114,689,144	8,974,593	123,663,737

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,131,814 ^{千円}	207,501 ^{千円}	14,339,315 ^{千円}
	1 総務管理費	10,351,759	312,001	10,663,760
	2 企画費	1,638,752	△104,500	1,534,252
3 民生費		39,204,912	△177,117	39,027,795
	1 社会福祉費	16,087,629	23,283	16,110,912
	2 児童福祉費	12,401,576	△203,000	12,198,576
	3 生活保護費	10,645,478	2,600	10,648,078
4 衛生費		11,322,469	8,324,156	19,646,625
	1 保健衛生費	1,222,703	△9,300	1,213,403
	2 保健所費	2,299,205	8,212,000	10,511,205
	3 清掃費	6,334,724	121,456	6,456,180
7 商工費		1,928,139	△69,000	1,859,139
	1 商工費	1,928,139	△69,000	1,859,139
8 観光費		851,971	1,000	852,971
	1 観光費	851,971	1,000	852,971
9 土木費		14,052,685	△115,475	13,937,210
	2 道路橋梁費	2,857,370	△116,000	2,741,370
	3 河川費	393,990	△22,000	371,990
	4 都市計画費	10,047,162	22,525	10,069,687
11 教育費		10,615,041	7,249	10,622,290
	1 教育総務費	2,457,941	13,000	2,470,941
	2 小学校費	1,411,327	64,549	1,475,876
	3 中学校費	766,490	△25,000	741,490
	6 社会教育費	1,447,950	△45,300	1,402,650
13 公債費		17,039,053	△448,000	16,591,053
	1 公債費	17,039,053	△448,000	16,591,053
14 諸支出金		70,267	1,244,279	1,314,546
	1 地元公共事業基金	14,000	793,279	807,279
	2 財政調整基金	8,500	1,000	9,500
	3 土地開発基金	3,800	450,000	453,800
歳出合計		114,689,144	8,974,593	123,663,737

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費			86,000 ^{千円}
	2 企画費	指定有害廃棄物処理経費	86,000
3 民生費			95,500
	1 社会福祉費	高齢者福祉施設整備事業	8,800
	2 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	86,700
4 衛生費			11,000
	1 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	11,000
9 土木費			1,500,570
	2 道路橋梁費	道路橋梁維持補修経費	30,000
		道路橋梁新設改良事業	630,000
	3 河川費	河川堤防改修事業	37,000
	4 都市計画費	月ヶ瀬梅林整備計画策定経費	3,570
		街路事業	800,000
11 教育費			20,000
	1 教育総務費	損害賠償等調停和解経費	13,000
	2 小学校費	小学校施設整備事業	7,000
12 災害復旧費			10,300
	2 土地施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	10,300
合 計			1,723,370

第3表 地方債補正

1 追加分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健所等施設整備事業	8,184,000 ^{千円}	普通貸借 又 債券発行	5.0以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。） [%]	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
減収補てん	477,000	〃	〃	〃
計	8,661,000			

2 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	87,300 ^{千円}	75,100 ^{千円}
保健衛生施設整備事業	9,300	—
道路事業	615,600	518,700
都市計画事業	3,055,600	3,083,800
社会教育施設整備事業	49,100	40,500
退職手当	2,500,000	2,620,000
借換	1,004,500	640,500
計	11,145,600	10,802,800

平成19年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第4号)

平成19年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ887,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,408,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 市債		5,409,500 ^{千円}	△887,800 ^{千円}	4,521,700 ^{千円}
	1 市債	5,409,500	△887,800	4,521,700
歳入合計		13,296,144	△887,800	12,408,344

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		5,181,099 ^{千円}	6,200 ^{千円}	5,187,299 ^{千円}
	3 大和川流域下水道整備事業費	187,263	6,200	193,463
3 公債費		7,475,114	△894,000	6,581,114
	1 公債費	7,475,114	△894,000	6,581,114
歳出合計		13,296,144	△887,800	12,408,344

歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。
(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越しして使用することのできる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第2表 継続費補正

1 変更分

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
農業集落排水事業費	農業集落排水施設整備費	東部第2地区処理施設建設事業	485,000	平成19年度	52,500	393,120	平成19年度	52,500
				平成20年度	432,500		平成20年度	340,620

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費			533,300
	2 下水管渠費	下水管渠布設事業	533,300
2 農業集落排水事業費			31,300
	2 農業集落排水施設整備費	農業集落排水施設整備事業	31,300
合計			564,600

第4表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
下水道事業	2,263,600	2,269,800
公営企業借換	3,145,900	2,251,900
計	5,409,500	4,521,700

平成19年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

平成19年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ465,900

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,597,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		8,452,295	83,548	8,535,843
	1 国庫負担金	6,643,153	64,770	6,707,923
	2 国庫補助金	1,809,142	18,778	1,827,920

5 療養給付費 交付金		6,010,326	270,500	6,280,826
	1 療養給付費 交付金	6,010,326	270,500	6,280,826
6 県支出金		1,392,746	13,335	1,406,081
	2 県補助金	1,277,294	13,335	1,290,629
7 共同事業交付金		2,958,030	95,250	3,053,280
	1 共同事業交付金	2,958,030	95,250	3,053,280
8 繰入金		2,080,649	3,267	2,083,916
	1 一般会計繰入金	2,080,649	3,267	2,083,916
歳入合計		33,131,881	465,900	33,597,781

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		20,959,375 ^{千円}	465,900 ^{千円}	21,425,275 ^{千円}
	1 給付諸費	20,959,375	465,900	21,425,275
歳出合計		33,131,881	465,900	33,597,781

平成19年度奈良市老人保健特別会計補正予算（第3号）

平成19年度奈良市の老人保健特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,500,

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		15,185,378 ^{千円}	729,606 ^{千円}	15,914,984 ^{千円}
	1 支払基金交付金	15,185,378	729,606	15,914,984
2 国庫支出金		8,100,844	513,596	8,614,440
	1 国庫負担金	8,089,762	513,596	8,603,358
3 県支出金		1,974,867	128,399	2,103,266
	1 県負担金	1,974,867	128,399	2,103,266
4 繰入金		2,039,203	128,399	2,167,602
	1 一般会計繰入金	2,039,203	128,399	2,167,602
歳入合計		27,300,295	1,500,000	28,800,295

000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,800,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 医療諸費		27,038,181 ^{千円}	1,500,000 ^{千円}	28,538,181 ^{千円}
	1 医療諸費	27,038,181	1,500,000	28,538,181
歳出合計		27,300,295	1,500,000	28,800,295

平成19年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

平成19年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ130,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,091,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		915,100 ^{千円}	△5,500 ^{千円}	909,600 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	915,100	△5,500	909,600
3 市債		244,500	△125,000	119,500
	1 市債	244,500	△125,000	119,500
歳入合計		1,222,100	△130,500	1,091,600

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		329,400 ^{千円}	△130,500 ^{千円}	198,900 ^{千円}
	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	329,400	△130,500	198,900
歳出合計		1,222,100	△130,500	1,091,600

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 西大寺駅南地区土地区画整理事業費			24,140 ^{千円}
	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	24,140
合計			24,140

第3表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	220,000 ^{千円}	95,000 ^{千円}
計	244,500	119,500

平成19年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		96,000 ^{千円}	△5,000 ^{千円}	91,000 ^{千円}
	1 使用料	96,000	△5,000	91,000
2 繰入金		232,000	5,000	237,000
	1 一般会計繰入金	232,000	5,000	237,000
歳入合計		328,000	-	328,000

平成19年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第4号)

平成19年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16,000

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,717,833 ^{千円}	2,583 ^{千円}	3,720,416 ^{千円}
	2 国庫補助金	691,199	2,583	693,782
6 繰入金		2,813,200	13,417	2,826,617
	1 一般会計繰入金	2,761,096	13,417	2,774,513
歳入合計		18,519,340	16,000	18,535,340

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		556,301 ^{千円}	16,000 ^{千円}	572,301 ^{千円}
	1 総務管理費	340,612	16,000	356,612
歳出合計		18,519,340	16,000	18,535,340

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,535,340千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年度奈良市宅地造成事業費特別会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成19年度奈良市宅地造成事業費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成19年度奈良市宅地造成事業費特別会計予算（以下「予算」という。）第2条中「(1) 土地売却量 芝辻町外 14,700.35㎡」を、「(1) 土地売却量 芝辻町外 2,322.11㎡」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 収益的収入	2,048,582千円	△1,824,657千円	223,925千円
第1項 売却収入	2,041,616千円	△1,824,657千円	216,959千円
(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 収益的支出	1,469,700千円	△1,256,832千円	212,868千円
第1項 収益的費用	1,469,700千円	△1,256,832千円	212,868千円

（重要な資産の取得及び処分）

予算第6条「重要な資産の処分は、次のとおりとする。」

「(1) 処分する資産 土地 芝辻町外 2,322.11㎡」とする。

平成19年度奈良市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成19年度奈良市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成19年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 病院事業収益	5,425,919千円	105,300千円	5,531,219千円
第1項 医業収益	5,264,789千円	103,000千円	5,367,789千円
第2項 医業外収益	161,130千円	2,300千円	163,430千円
(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 病院事業費用	5,449,000千円	105,300千円	5,554,300千円
第1項 医業費用	5,421,767千円	105,300千円	5,527,067千円

平成19年度奈良市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成19年度奈良市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成19年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額2,976,881千円」を「不足する額2,983,462千円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,908,224千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,914,805千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	3,624,000千円	197,000千円	3,821,000千円
第1項 企業債	2,217,700千円	197,000千円	2,414,700千円
(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	6,600,881千円	203,581千円	6,804,462千円
第1項 施設整備事業費	578,226千円	△169,900千円	408,326千円
第5項 企業債償還金	1,588,979千円	373,481千円	1,962,460千円

（継続費）

第3条 予算第5条に定めた継続費の年割額を次のように改める。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
資本的支出	施設整備事業費	木津浄水場増補改築工事	千円	19	306,850	千円	19	136,950
			1,663,820	20	676,280	1,663,820	20	652,580
				21	680,690		21	874,290

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた起債の目的及び限度額を次のように改める。

補正前		補正後	
起債の目的	限度額	起債の目的	限度額
浄水施設整備費、配水施設整備費、施設費、配水施設改良費及び受託配水管改良費に充当	千円 788,200	浄水施設整備費、配水施設整備費、施設費、配水施設改良費及び受託配水管改良費に充当	千円 649,100
公営企業金融公庫借換債	399,500	公営企業借換債及び繰上償還借換債	735,600
布目ダム建設事業（一次精算）割賦負担金の繰上償還に充当	1,030,000	布目ダム建設事業（一次精算）割賦負担金の繰上償還に充当	1,030,000
計	2,217,700	計	2,414,700

(平成20年 3月11日揭示済)

奈良市告示第124号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年 3月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年 3月12日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年 3月12日揭示済)

奈良市告示第125号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築

基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年 3月13日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	大阪府四條畷市上田原1009番地の1
申請者氏名	阪奈霊園株式会社 代表取締役 土居ひとみ
道路の位置	奈良市藤ノ木台一丁目696番11、696番12、696番13
道路の幅員	最大6.00m 最小5.60m
道路の延長	24.21m
指定年月日	平成20年 3月13日
指定番号	第19023号

(平成20年 3月13日揭示済)

奈良市告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年3月13日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
スギ薬局高の原店	奈良市右京一丁目3-4 サントウンプラザすずらん館	平成20年3月1日

(平成20年3月13日揭示済)

奈良市告示第127号

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）第3条の2第2項の規定により次のとおり臨時に休業し、また開場時間を変更します。

平成20年3月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 臨時に休業し、開場時間を変更する施設名
梅の郷月ヶ瀬温泉
- 2 臨時に休業する日
平成20年3月31日（月）及び同年4月2日（水）
- 3 開場時間を変更する日及び変更後の開場時間
 - (1) 変更する日
平成20年4月3日から同年10月31日まで
 - (2) 開場時間
午前10時30分から午後9時30分まで、ただし入場は午後9時までとする。

(平成20年3月14日揭示済)

奈良市告示第128号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年3月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年3月14日
- 3 移動対象区域
近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年3月14日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第1号

奈良市監査委員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成20年3月3日

奈良市監査委員 吉田 肇
中和田 守
幾田 邦夫
高杉 美根子

奈良市監査委員に関する規程の一部を改正する規程（奈良市監査委員に関する規程（昭和39年奈良市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(健全化判断比率及び資金不足比率の審査)

第9条 監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査に付されたときは、その日から60日以内に意見を付けて市長に回付しなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月3日揭示済)

奈良市監査委員告示第2号

奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成20年3月3日

奈良市監査委員 吉田 肇
中和田 守
幾田 邦夫
高杉 美根子

奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程

奈良市監査委員事務局処務規程（昭和39年奈良市監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項監査第一係の部分中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関すること（監査委員の指定するものに限る。）。)

第2条第2項監査第二係の部分中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関すること（監査第一係に属するものを除く。）。)

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月3日揭示済)

奈良市監査委員告示第3号

奈良市監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程

の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成20年3月3日

奈良市監査委員 吉田 肇
中和田 守
幾田 邦夫
高杉 美根子

奈良市監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程

奈良市監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程(平成10年奈良市監査委員告示第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「(平成9年奈良市条例第34号)」を「(平成19年奈良市条例第45号)」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月3日掲示済)

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成20年3月3日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 幾田 邦夫
同 高杉 美根子

市民生活部

人権啓発センター

監査結果公表日 平成19年12月28日(奈良市監査委員告示第22号)

措置結果通知日 平成20年2月12日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>機械警備委託、清掃業務委託、エレベータ保守管理委託及び空調設備保守点検委託において、予定価格調書が添付されていなかった。</p> <p>随意契約の方法により契約を締結しようとする場合、奈良市契約規則第18条に基づき適正な事務執行をされたい。</p>	<p>予定価格調書が添付されていなかった機械警備委託、清掃業務委託、エレベータ保守管理委託及び空調設備保守点検委託において、奈良市契約規則第18条に基づき予定価格調書を添付した。</p>

環境清美部

企画総務課

監査結果公表日 平成19年12月28日(奈良市監査委員告示第22号)

措置結果通知日 平成20年2月1日

[監査の結果]	[措置の内容]

(1) し尿処理費手数料の滞納繰越分の収入未済額は、監査時にあって369,098円となっている。今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

指摘のあった事項について、次の通りとしました。

し尿汲取戸数は、公共下水道の普及に伴い減少の傾向にあり、当市は、奈良市清美公社に、市内唯一のし尿汲取業者として、汲み取り及び手数料徴収を委託しております。

なお、し尿汲み取り料の納付書は、汲み取り作業後に作成いたしますが、その時点で居住者が転居し不明であったり水洗化施設に改修された場合などもあり、料金徴収に理解が得られないなどの状況も見受けられました。

以上を考慮し、し尿汲み取り手数料は、原則として預金口座の自動引落しとしております。従来通り、納付書による窓口納付の方には、納付書を送付する度に、口座振替をお願いする文書を同封してきたところであります。

また、現年度分はその年度内に収納できるよう、はがきによる「口座振替のお知らせ兼領収書」に、前回振替不能額の欄を作成し納付忘れないよう注意を喚起し、その翌月からは「至急入金お願い」という文面で封書により催促しています。

引越しや転居などの場合は、事務職員がすみやかに出向き現金受領することとし、滞納防止にも努めています。

通常、徴収担当者が2名で事務にあたっているところ、年度末には管理職を含めて徴収訪問体制を整え、徴収不能に陥らないよう、体制を強化いたしました。

今後も、早期、随時訪問による面談を通して、少しでも滞納額の減少を図れるよう努力してまいります。

(平成20年3月3日掲示済)

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成20年3月3日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 幾田 邦夫
同 高杉 美根子

1 監査対象
都市整備部

都市計画室 J R奈良駅周辺開発事務所 西大寺南区画整理事務所

建設部
道路室 土木管理課 道路建設課
下水道室 下水道管理課 下水道建設課

選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局
(水道局)
業務部 総務課 料金お客様課 (西部営業所含む。)
技術部 配水課 (工事検査室含む。) 給水課
浄水場 水質管理課

2 監査期間

平成20年1月15日～同年2月29日

3 監査方法

平成19年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成19年11月末日現在(水道局については、同年12月末日現在)の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

なお、今回の監査は、特に収入に係る事務処理及び支出に係る旅費(宿泊を伴うもの)、委託料、工事請負費の事務処理を重点に、旅行命令簿、契約書、支出負担行為何書等の関係書類を監査した。その件数は、次表のとおりである。

部	課	旅費	委託料	工事請負費
都市整備部	J R奈良駅周辺開発事務所	1	3	1
	西大寺南区画整理事務所	—	7	3
建設部	土木管理課	—	8	1
	道路建設課	—	14	14
	下水道管理課	3	23	11
	下水道建設課	6	12	25
選挙管理委員会事務局		2	5	—
農業委員会事務局		2	3	—
(水道局)				
業務部	総務課	5	3	—
	料金お客様課(西部営業所含む。)	—	7	—
技術部	配水課(工事検査室含む。)	1	14	—
	給水課	—	—	18

	浄水場 水質管理課	2	6	1
合計		22	105	74

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

都市整備部

J R奈良駅周辺開発事務所

J R奈良駅周辺地区土地区画整理事業清算金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において332,694円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

建設部

下水道管理課

下水道管理課の歳入における滞納繰越分の収入未済額は、監査時において農業集落排水事業分担金が5,320,000円、下水道事業費受益者負担金が17,171,940円、下水道使用料が19,304,132円及び水洗便所設備資金貸付回収金が7,185,500円となっている。

今後とも負担の公平性を確保するため、収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。また、長期化した滞納債権である貸付回収金については、追跡調査を徹底的に行い、法に基づく対処も検討されたい。

(水道局)

業務部

料金お客様課(西部営業所含む。)

水道料金の過年度分の未収金額は、監査時において76,769,878円となっている。

今後とも未収の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

技術部

給水課

すべての工事請負契約において、工事請負契約書前文で契約保証金免除と記載しているにもかかわらず、契約書本文において保証を付する条項が削除されていないかった。

契約書において、水道局と受託者間の保証金にかかる契約内容を明確にされたい。

浄水場 水質管理課

高純度アルゴンガス及び高純度ヘリウムガスの物品供給単価契約書において、基本契約の観点から契約期間を平成19年5月11日から平成20年4月30日まで定められていたが、地方公営企業法第19条に基づ

き適正な事務執行をされたい。
(平成20年3月3日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第8号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成20年3月3日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内学園朝日町地内他1件(工事の種類別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年3月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年3月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線)223

別表省略

(平成20年3月3日揭示済)

奈良市水道局告示第9号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年3月13日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
株式会社 辻中建設	辻中 敏郎	奈良市月ヶ瀬桃香野 1151番地	平成20年 3月7日

(平成20年3月13日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第4号

奈良市文化財保護条例(昭和53年奈良市条例第7号)第4条の規定により、平成20年3月4日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。

平成20年3月4日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
彫刻	木造十一面 観音立像	1 軀	井上町 奈良市井上町 14-2	鎌倉時代
有形民俗 文化財	上深川題目 立詞章本	81冊	奈良市上深川町 自治会 奈良市上深川 町511	江戸・明 治時代

(平成20年3月4日揭示済)

奈良市教育委員会告示第5号

奈良市立狭川幼稚園は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、休園します。

平成20年3月5日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦
(平成20年3月5日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第4号

平成20年3月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成20年3月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二

50分の1の数 6,027人
6分の1の数 50,224人
3分の1の数 100,447人

(平成20年3月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第5号

平成20年3月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成20年3月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二

奈良選挙区 98,207人
月ヶ瀬選挙区 503人
都祁選挙区 1,738人

(平成20年3月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第6号

奈良市選挙管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成20年3月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二

奈良市選挙管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程

奈良市選挙管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程(平成10年奈良市選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「(平成9年奈良市条例第34号)」を「(平成19年奈良市条例第45号)」に改める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月2日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第7号

奈良市農業委員会平成20年3月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成20年3月6日

奈良市農業委員会
農地部会長 大門 善之助
記

- 日時 平成20年3月14日(金) 午前9時00分
- 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟 5階 第21会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (6) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
- (7) 水田利用転換届出について
- (8) 特定農地貸付の承認申請について
- (9) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (10) 遊休農地・耕作放棄地調査にかかる農地基本台帳処理について
- (11) 知事許可について（2月許可分）
- (12) 非農地証明について（2月分）

（平成20年 3月 6日 掲 示 済）